

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	電子地域通貨プレミアム付与事業【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金】※R7補正本省繰越分	①物価高騰の影響を受ける消費者支援及び地域経済の活性化を図るため、地域通貨チャージ金額に対して10%をプレミアムポイントとして付与する。 ②報償費 ③電子地域通貨プレミアム:チャージ金400,000千円×10%=40,000千円(※「Cその他」の400,000千円は、地域通貨チャージ者からのチャージ金額分)。 事務費12,657千円 事務費の内容:委託料(入金取扱委託料)、使用料及び賃借料(地域通貨システム使用料)、備品購入(操作端末)、役務費(インターネット接続料など)、需用費(消耗品費など) ④地域通貨チャージ者	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費支援事業【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金】※R7補正本省繰越分	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、学校給食費の物価上昇分を(教職員分を除く)補助する。また、国・県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する。 ②負担金補助及び交付金 ③小学生(公立・特支の児童):23,322円(重点支援交付金の充当額の1人あたりの年額)×245人=5,713千円 中学生(公立・特支の生徒157人の195食分)30,615食×160円=4,898千円 中学生(町内設置私学90人の186食分):16,740食×160円=2,678千円 ④町内に居住する小中学生の保護者	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育園米飯給食支援事業【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金】※R7補正本省繰越分	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、保育園給食で保護者が負担する副食費と米飯分のうち、米飯分を補助する。(教職員分を除く) ②賄材料費 ③米の購入金額:844千円(教職員分を除いた額) ④町内に居住する園児の保護者	R8.4	R9.3